

(2023 年度様式)

研究活動の支援・管理業務に係る誓約書

- 1 私は、本学研究者の研究活動支援・管理業務における不正行為が、本学の信用を失墜させるなど、大学全体に重大な影響を及ぼすことを十分認識し、研究活動の支援・管理業務において不正を行わないこと、それに加担しないことを約束します。
- 2 本学における研究活動の原資となる研究費は、横浜市民をはじめ国民の税金等であることを十分に理解し、本学における全ての研究費が適正かつ効率的に使用されるよう支援・管理に努めることを約束します。
- 3 不正を行った場合、それに加担した場合には、本学の規則等に則り、責任の負担が課せられることを十分認識して、研究活動の適正な支援・管理を行います。
- 4 研究に関するコンプライアンス教育・研究倫理教育の受講、研究費に関する説明会への参加等により、適正な研究支援・管理業務について理解するよう努めます。
- 5 研究費管理業務においては、本学会計規則、研究費の取扱いに関する規程及び研究費執行マニュアル、その他関係する法令等を遵守し、適正かつ効率的に執行管理することを約束します。

研究活動の支援・管理業務に関する自己チェック表 (☑してください)

- 研究活動の支援・管理業務については、説明責任、弁償責任（研究費不正使用等による返還）等、責任が生じることを理解し、執行管理する。
- 各種の開示請求、監査の際には協力する。

【以降は、研究費の管理業務を行う場合のみチェック】

- 支払いに必要な証拠書類は責任を持って管理する。
- 特定の企業との関係に疑いをもたれないよう、契約に際しては発注企業が偏らないよう注意する。
- 研究費で購入した物品等は、法人が所有するものであることを十分認識し、適正に管理する。
- 全ての研究費は公的に機関管理すべきものであるため、研究費は研究者個人で管理させない。

年 月 日

事務職員等の氏名 (自署)

裏面あり

～主な不正使用の例～

※研究費の不正使用は、たとえ私的利用がなかったとしても、不正行為です。

・架空請求

虚偽の発議（納品、請求内容と実態が異なる発議、証拠書類の改ざん等）により、研究費を使用すること。実際には納品した事実がないのに、納品したことにして研究費をプールすること。または、納品・検収したものを取引業者に持ち帰らせて、支払われた研究費を別の用途に流用すること。

・カラ雇用・カラ出張

勤務の事実や出張の事実がないのに、虚偽の出勤簿や出張命令簿等により研究費を請求すること。

・水増し請求

格安航空券を購入したのに、正規料金や別経路との差額を請求すること。実際の出張の期間が短くなったり、費用が少なくなったにもかかわらず、修正せずに旅費を清算すること。

・二重請求

他機関等から旅費を支給されているのに、研究費からも支給を受けること。

・目的外使用

採択された研究課題の遂行と関係ない用途や目的に研究費を使うこと。

・私的流用

研究と関係ない私的な目的で研究費を使うこと。研究費で取得した物品等を私物化すること。

【不適切な使用の例】

- ・発議の遅延
- ・証拠書類の紛失